	担党市伍					加井の子供			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
252	小規模事業者支援法 に基づく経営発達支援 計画に係る経済産業 大臣の認定権限の都 道府県への移譲	商工会及び商工会議所に よる小規模事業者の支援に 関する法律の一部改正に り新設予定の経営発達支 援計画に係る経済産業大 臣の認定権限について、 道府県知事に移譲する。	複数の都道府県で、各商工会議所が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを導入する動きが広がっており、目標達成に向けて方向性を統一するためにも、都道府県が認定す	改正後の商工会及 び商工会議所によ る小規模事業者の 支援に関する法律		経済産業省	広島県	C 対応不可	今般、新たに経営発達支援計画の認定スキームを創設する目的は、小規模事業者に対して先進的な経営コンサルティング等の支援を行う商工会・商工会議所をモデルとして認定・公表し、これを全国に展開・普及することで、全国の小規模事業者に対する支援を抜本的に強化することである。認定のポイントは、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、(他地域の情報も踏まえつつ)高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があることから移譲できない。	1 初海屋は14 市小久業主災に及る事候かだに済じずいろしころももし 小田塔		・「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援 に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、今後、都道府県知 事が行うこととするよう引き続き検討を進めるとともに、 その実現までの間においても、都道府県が行う小規模 事業者支援施策との整合を図る観点から、商工会・商 工会議所が経営発達支援計画を策定するにあたり都道 府県の意見を聞くこととするなど、経営発達支援計画に 都道府県が関与できる仕組みを構築するべきである。	
498	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲	官公需適格組合の証明申 請対応業務 管内の都県で官公需確保 対策地方推進協議会の開 催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想定したもの)が行えるようになるものである。なお、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれると考える。	官公需についての 宇公の企業では では では では では では では では では では		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	国等の官公需においては、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しており、国と同様に地方公共団体に対しても、中小企業の受注機会の「増大の為の措置を講じるよう依頼しているところ。そもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に関連する業務を都道府県が担う合理的理由が不明であり、引き続き国で実施することが適切。	官公需確保対策地方推進協議会の場を通じて、官公需適格組合の受注機会の確保に努めていきたい。		・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
580	中小企業者に対する セーフティネット保証(4 号)に係る地域指定の 都道府県知事への移 譲	により影響を受けている中 小企業者を支援する4号に 係る地域指定について、以 下の場合には、指定の権 下の場合には、指定の権 を国から都道府県知事に私 譲ずる。 ①災被害が甚大であること が明確な地域 ②それ以外の場合であるで も、国が設けた基準に基づ き、都道府県等の調査によ	突発的な災害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティーネット保証4号においては、災害により中小企業者の相当部分が事業活動に著しい支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 【制度改正の必要性】 平成26年2月の大雪被害の際は、国による地域指定が災害発生から2か月近くかかるなど、中小企業者の迅速な資金調達(売上げの減少に伴い必要となる当	中小企業信用保険 法第2条第5項		経済産業省	長野県		の%を保証する特例制度であるため、国庫への負担が大きく、その発動には国の判断が必要不可欠である。また、自然災害は複数の都道府県にまたがる広域災害となることが多く、被災地全体の被害状況を考慮して判断する必要があるため、一都道府県知事に権限を委譲することは適切ではない。なお、セーフティネット保証4号における被災地域の指定にあたっては、地方自治体による被災地場の実態調査が済み次等、連めかに関にお	事業者の売上の状況を把握する必要があることから調査に時間がかかることはやむを得ないと考えるが、その間、災害救助法は適用されており、甚大な被害があることは容易に想定できていた。また、被害地域の調査については、災害復旧が最優先されるため、一般的に事業者の調査等はその後の対応となる。中小企業の経営安定にむけて一刻も早くセーフティネット保証を発動すべきであるが、広域的な災害の場合は特に被災自治体全体の調査完了までに時間を要することから、国が調査完了を受けて速やかに発動したとしても発動までに時間がかかることになる。 2月14日の雪害における被害状況調査は、本県においては3月20日に完了しており、仮に本県に権限が移譲されていれば3月中の指定が可能であった。セーフティネット保証の発動に国の判断が必要不可欠ということであっても、災害救助法適用地域等被害が甚大であることが明確な地域については、国が設けた基準に基づき、概ねーヶ月以内に地域指定できるように、権限を都道府県に移譲していただきたい。		・セーフティネット保証に係る地域指定の権限について、 都道府県へ移譲するべきである。	

	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		対応方針の措置(検討)も	<b>犬況</b>
管理番号	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 補足資料 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期 これまでの措置(検討)状況	今後の予定
252	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	小規模企業の振興に当たつでは、地方公共団体と連携しなから取り組むことが重要と  認識  でいる。	4【経済産業省】 (6) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 商工会又は商工会議所が都道府県と共同で行う経営発達支援事業についての経営発達支援計画の認定(5条1項)については、都道府県の意見が踏まえられていることが判断の要素となることを、平成26年度中に商工会、商工会議所等に通知する。 [措置済み(平成26年12月19日付け中小企業庁経営支援部小規模企業振興課通知)]		「経営発達支援計画の第1回認定申請の周知について」(平成26年12月19日付け中小業庁経営支援部小規模企業振興課通知)	
498				官公需法第3条は、「組合」を国等の契約の相手方として配慮しなければならない、と規定されており、同条の主旨を踏まえ、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、官公需適格組合の制度が創設された。また、同条の「組合」配慮規定は、予算決算及び会計法第99条第18号に基づく、随意契約による組合優遇規定からも担保されている。 従って、適格組合制度は国の会計法令に基づく制度設計をされており、設立証明及びその後の監督、更新についても国で行うことが必要不可欠である。 なお、適格組合の証明にあたっては、熱心な指導者の有無、経理的な基盤の確立、共同受注体制の整備などが審査されるべきところ、ご指摘のような県の施策を活かした証明申請対応業務は想定されないものと考える。				
580	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	①セーフティネット保証は、取引企業の倒産や自然災害などの予想しがたい外部要因により、国として看過できない程度の中小企業・小規模事業者の経営の安定に支障を生じている事態がある場合に認めているものである。また、自然災害の際は、国としてその他の資金繰り対策(政府系金融機関による融資等)と併せて行うことが必要な場合に発動されるものである。②信用保険を実施している日本政策金融公庫の保険収支は、毎年、数千億円単位の赤字となっている。そのため、国による適切な財政負担が無ければ制度の維持に影響を及ぼし、保証渋りにつながる可能性が否定できず、制度本来の趣旨である中小企業等の資金繰りに支障を来すことになる。以上から、セーフティネット保証(4号)の指定については、国として責任を持って実施する必要がある。なお、地方公共団体として信用保証を活用して災害対応に取り組むことは、一般保証の範囲内で可能であり、すでに独自の制度融資を創設し、実施している地方公共団体もあるものと認識。				

	担实市场					加佐の子佐			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答		補足資料	意見	補足資料
766	者ワンストッフ総合支  援事業(よろず支援事	小規模事業者ワンストップ 総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及で 「コーディネーター」選定等 の事務を、必要となる人 員、財源とともに、中小企	【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、コーディネーター・よろず支援拠点についても国の統一的な施策方針を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じた重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。【支障事例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化センター、コーディネーターに活性化センターと密な連携がとれる専門家が選定されているが、国から、活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることが要求されており、団体内の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非効率なものとなっている。また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、 ①財源と人員の運営が2団体に分散し、非効率的になる。②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援の窓口となっており、利用者(中小企業者)が混乱する。 ③各支援機関は連携する総合的支援窓口が2箇所となり、混乱が生じるとともに対応において負担が生じる。などの問題がある。 【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援ネットひょうご」を以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援ネットひょうご」との一元的な運用や財源の有効活用による支援体制の強化を図ることが可能となる。 【想定される事業スキーム】金の流れ:経産省 → 県(交付金) → よろず支援拠点(委託費)	中小企業・小規模事 業者ワンストップ総 合支援事業公募要 領	別紙あり	経済産業省 (中小企業 庁)	兵庫県、京都府、徳島県	C 対応不可	本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、それら現状を踏まえ、国として経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。 そのため、同時に全国本部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理といった総括・サポートを行うこととしている。 上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対応するなどのものであり、地域の支援機関の機能とは競合するものではなく、あくまで強化・補完する役割を担うものである。	・これまでも都道府県等中小企業支援センターが問題なく適切なアドバイスを 行っている。		・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
24	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画の認定、計画の認定、計画の認定、計画の認定、計画の認定、計画の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	を 【制度改正の必要性】 平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療、環境・エネルギーなど需要側産業の視点に立った「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に改正されたところであるが、地場産業振興、地域資源の活用など、地域振興の視点が欠けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的に「地域振興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業を実施すべきである。	中小企業のものづく り基盤技術の高度 化に関する法律第4 条、第5条 戦略技術高 度化支援事業公募 要領・交付金交付要 綱		経済産業省	愛知県	C 対応不可	る研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる」地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない。	ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。		・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
7/1	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」 や「戦略的基盤技術高度付支援事業」への改善要望を 付や相談 「中小ものづくり高度化法」 における研究開発計画の記定	と   行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複など   が生じる可能性がある。	中小企業のものづく り基盤技術の高度 化に関する法律 第 4条第3項、第5条 第2項、同条第3 項、第11条から第13 条		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	で、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる 」 地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。 したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大	なお、移譲と同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しくは間接		・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
766	3 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	2014年度版中小企業白書では、現在の小規模事業者の経営課題として、「営業・販路開拓」が最も多く挙げられている。しかし、相談相手として「経営者」や「親しい人間・身内」「取引先等」が多く、公的な支援機関への相談は少数となっており、さらなる対策を講じる必要がある。また、同白書では公的機関の連携状況について、小規模事業者から、「国、都道府県、市町村が連携せず、バラバラに支援している」といった評価もあり、こういった課題に対しても国として対策をとる必要がある。よろず支援拠点は、こうした課題を解決するための機能として、売上、販路拡大等の解決策を提示する総合的・先進的アドバイス機能を有するとともに、国・都道府県・市町村同士の連携に関しても、公的機関や地域の支援機関だけでなく、国の関係省庁にまで人脈を有し、各機関と連携して施策情報提供や相談業務の支援を行う体制を備えている。また、こうした体制を強化するため、全国本部を設置し、先進的な支援手法や関係省庁の施策等の研修を行うとともに、有識者による評価等を行うものとしている。加えて、本年10月3日に閣議決定された小規模企業振興基本計画においても、「国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつつ、(中略)「よろず支援拠点」を活用して小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する。」と記載されている。このように、全国にいる385万者の中小企業・小規模事業者に対して、万遍なくバラツキがでないよう支援体制を実現していくためには、国として全国統一的に支援体制を整備する必要がある。					
24	4			C 対応不可	なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してある	4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等	通知	平成27年2月6日	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を受けた対応について」 (平成27年2月6日付け中小企業庁技術・経営 革新課通知)	
471				C 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。 なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の神奈川県では2件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)	[再掲] 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等 に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県 の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募 前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係 る情報提供を行う。	通知	Ji (	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を受けた対応について」 (平成27年2月6日付け中小企業庁技術・経営 革新課通知)	

	49 ch + 47					4u + 0 = 6			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答		補足資料	意見	補足資料
886	チャレンジするための 試作品開発・設備投資 などの技術開発支援	中小企業やベンチャーの3 援、地域産業の振興、産学 官連携推進に関する事務・ 権限のうち、革新的なもの づくりにチャレンジするため の試作品開発・設備投資な どの技術開発支援に関する	このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等)を都道府県に移譲すべきである。また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーティング・インダストリー)課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援地域の企業物の財産戦略支援事業の対象表現の対象を対象表現の対象表現の対象表現の対象表現の対象表現の対象表現の対象表現の対象表現の	経則号中り化条1、平中業業業領も小開交戦度金済第230条35、36 業別第231のの法55 業所のの法55 業術のでででででででででいる。 は、12年でのでででででのでのででででででででででででででででででででででででででで	: 別紙10あり	経済産業省	埼玉県	C 対応不可	る研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できないまた、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できないものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の国際競争力の強化等を図るものであり、8月11日までに公募を終了(予定)。	こうした取組は、各都道府県が進めているところであり、中小企業ものづくり高度化法に基づく計画認定等の事務処理も可能であり、都道府県が一元的に担		・中小企業に対する技術開発支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業に対する技術開発支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	道 よ 小 図
25	新連携支援に関する 事務の都道府県への 移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業の新たな 事業活動の促進年、 第12条 中介企業・小規模 中本者連携促進 ・小規支援 補助金(新連携 事業)要綱		経済産業省	愛知県	C 対応不可	困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の	全国的な視点が必要である点に関して、経済産業局ごとに採択を行っている 現状から見ると、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難 になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。 また、各都道府県が、地域の中小企業のニーズを踏まえ、独自の支援メニューに本事業を組み合わせて活用すること等により本事業の申請件数が増加することが期待できるのではないか。 さらに、本事業の認定案件を見ると、経済産業局をまたいだ連携があることから、コア企業を中心とした執行を行うことにより、都道府県においても対応が可能であると考える。		・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
27	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整農商工等連携促進法による事務補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力 し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要 の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ	中小企業者と農林に業者と農林に関係を関係をは、第5条の連続をは、中の大学・小連のでは、中の大学・小連のでは、中の大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;	経済産業省、農林水産省	愛知県	C 対応不可	等に配慮した運営を行っているところ。 可 また、各都道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、	局等に委任されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのではないか。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することは		・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	が 是 是

	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について	各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 補足資料 主な再検討の視点	区分	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
886			ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減 こ対応不可を緩和することや、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰で	[再掲] 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。		平成27年2月6日		
25			ン対応不可 身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、 数	4【経済産業省】 (10)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18) (ii)異分野連携新事業分野開拓計画の認定(11条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行う。	通知	平成27年2月 25日	「中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定に係る都道府県との情報共有等について」(中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課通知)	
27	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。  また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を持えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事業と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。	[再掲] 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)[再掲] (i)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	通知		「農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について」(平成27年3月11日付け中小企業庁創業新事業促進課・農林水産省産業連携課通知)	

	担ウませ					### O = 1 ##			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
851	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	、認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題 を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管すること	中小企業者と農林 漁業者との連携によ る事業活動の促進 に関する法律第4条		経済産業省、農林水産省	愛媛県	C 対応不可	7天皇は 夕奴文主衆日にわいて火き地域の財和主神子から帰山士	・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付するようご検討頂きたい。		・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県か実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	ታኝ : -
002	農商工等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	農商工等連携促進法による事業計画の認定業務中小企業・小規模事業を付に低支援補助金の交付に係る事務について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	++   人 同 め た 切 上 よ こ			経済産業省、農林水産省	神奈川県	C 対応不可	売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思料されるが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。  また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助「金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。  さらに、認定件数が年間の件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。  以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。	地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることによってより効果を上げることができるため、都道府県を実施主体にすること。 都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということにはならない。		・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県か実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	が : - -
	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	【制度改正の必要性】 25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援の重要性が高まるものと考えており、地方自治体に権限移譲することで、より一層実効性のある施策展開が図られるため。(ただし財源付与を条件とする)また、下記の理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求めている。「国の支援基準に沿って再生支援を行うことから地域ごとに異なる運用となる余地はほとんどないこと」、「知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること」、「債権者として直接貸付や債務保証をしていることから債権放棄には利益相反を生じることにもなるが、債権放棄は適正な手続きがあれば地方自治体としても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」			経済産業省(中小企業庁)	愛知県	C 対応不可	より地域毎に異なる運用にならないよう手当してきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。 「また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、 金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない)	をできるだけ高めた上で、都道府県を美地土体にするが、都道府県に交付すること。		・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	=

	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		対応方針の措置(検討)状況	!
管理番号	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期 これまでの措置(検討)状況	今後の予定
851			C 対応不可	越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。	[再掲] 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)[再掲] (i)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。(ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。		「農商工等連携事業を促進するために行う国 及び都道府県の連携の強化について」(平成 27年3月11日付け中小企業庁創業新事業促 進課・農林水産省産業連携課通知)	
982			C 対応不可	越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間  で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。	[再掲] 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)[再掲] (i)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	通知	「農商工等連携事業を促進するために行う国 及び都道府県の連携の強化について」(平成 27年3月11日付け中小企業庁創業新事業促 進課・農林水産省産業連携課通知) 平成27年3月 11日	
28			C 対応不可	国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。他方、事業再生(私的整理)においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要となる。当該支援基準を基本としつつも、債権者である全金融機関と債務者である中小企業による最大公約数的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じた対応が必要となるものであり、単に、支援基準に沿って事業を実施すればよいものではない。(こうしたケース・バイケースの対応を事前にルール化することは困難。)したがって、支援基準に規定されていない部分において、地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。本事業においては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当してきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。				

	48-ウ末・エ					### O = C ##			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	 	補足資料	意見	補足資料
768	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	援機関(中小企業再生支持 協議会等)の業務運営の過 正化や監督、中小企業承維 事業再生計画(第二会社力 式)の認定について、必要 なる人員、財源とともに、中	【現行】 平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県:神戸商工会議所)への国の関与が残った状況にある。 【支障事例・制度改正の必要性】 見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、()国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うとされているものの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接利害関係のある人物が選ばれることもあり、相談者が安心して相談できる体制の構築の面での支障が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。 業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業の再生支援にきめ細かく対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プロダクトマネージャー等について地域ニーズに合っている。各都道府県ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。 【改正による効果】 中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見て、再生支援業務のみ国の役割とするのは不合理であり、国施策と絡む支援内容については国と連携して、地域の中小企業の実態を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。 兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携団体(29)と「中小企業支援ネットひょうご」を構築しており、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が密になりることから、他の経営支援、雇用支援との一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、ワンストップ総合支援体制が強化される。	中小企業基本法第 24条第4項、産業競 争力強化法第127条		経済産業省 (中小企業 庁)	兵庫県、京都県、徳島県	C 対応不可	きたいと考えているところ。 また、再生支援は専門性が高い分野であり、他の中小企業支援とは性質を異にする。地域毎に支援にかかる運用が異なると、金融機関は債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となることに加え、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債	・地域の中小企業の実態を把握している都道府県に権限移譲することにより、より効果的な支援が可能になる。 ・中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から、再生支援業務のみを国の役割とするのは不合理であり、特に総括責任者の選任等にあたり課題があるものと認識している。 ・再生支援は専門性が高いとの指摘であるが、地域において金融行政や各種企業支援に取り組んでいる都道府県において、十分に対応可能である。・なお、利益相反については、国も高度化事業等で関与している。		・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	: =
29	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」とて行う、 「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	は 【制度改正の必要性】 本県は毎年180近い商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟知している。本県が当該事務の実施主体となることにより、県の持つ情報やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。	商店街の活性化の 需要の地域に事動の に応じた事動の ででで進に関する では では では では では では では では では では では では では		経済産業省	愛知県	C 対応不	□ ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援する □ こととしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させ	地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	<b>見</b>
638	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	地域商店街活性化法に基 づき商店街振興組合等が 作成する商店街活性化事 業計画の認定権限を都道 府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行おうとする商店街振興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について経済産業大臣の認定を受けることができることとされている。同法第11条により、国は商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しており、上記の計画認定を受けた事業には補助率の嵩上げも行っている。申請については、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し両者で内容を調整するため、県には、計画の最終案について意見照会がされるのみである。 商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、都道府県において認定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横断的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。	ための地域住民の 需要に応じた事業 活動の促進に関す		経済産業省	長崎県	C 対応不	商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。 全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。 補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。			・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	見

	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について	各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		対応方針の措置(検討)状況	ļ
管理番号	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 補足資料 主な再検討の視点	区分	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 実施(予定) (検討状況) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
768		C	地域毎に再生支援にかかる運用が異なると、金融機関は債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となることに加え、金融庁や国税庁から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)を受けることも困難となるため、引き続き、国の関与が必要となっている。総括責任者(プロジェクトマネージャー)の選任に関しては、認定支援機関である各都府県の財団法人や商工会議所等からの推薦を受け、再生支援に関する知見や地域金融機関との連携等を重視しつつ、国が了承(追認)しているもの。また、運営上も、総括責任者の選任要件として、金融機関からの現役出向者を排除し、総括責任者補佐も金融機関からの出向の場合、利害関係のある案件担当から除外することを求めており、利害関係が生じない仕組みとなっている。かかる取り組みもあり、選任等に課題はないものと考えているところ。なお、高度化融資等について、国が直接の利害関係人として中小企業等に関わることはないと認識している。上述の考えにより、ご要望には応じられない。				
29		C	・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付するとした場合、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考える。また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」とのご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもある認識している。  ・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。	4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (i)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関するが情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。	(i)平成27 (i)(ii)通 年2月27日 知 (ii)平成27	i)「「平成26年の地方からの提案等に関 る対応方針」の閣議決定を受けた対応について」(平成27年2月27日付け中小企業庁商議課通知) ii)左記の旨を記載した公募要領とともに、平成27年度地域商業自立促進事業に係る事集の実施について」を各都道府県に送付するよう、中小企業庁商業課から各経済産業局・活通知	
638		C	たいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあるる 認識している。 さらに地域商店街活性化法の計画認定についも、全国的な見地に立って、活性化に 対応不可 取り組む他の商店街にとって参考となるような事業を国が全国的な規模・視点で認定する必要があると考える。ご意見にあるように認定事務を都道府県に移譲するとした場合、全国的な視点の欠如と同時に、地方自治体毎に認定事務への取り組み姿勢に濃淡があることから、適切ではないと考える。(47都道府県中10県では、法認定事例がない)	[再掲] 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (i)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。	(i)(ii)通 (i)平成27 (i)(ii)通 知 (ii)平成27 年2月18日	i)「「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を受けた対応につれて」(平成27年2月27日付け中小企業庁商課通知) 議課通知) ii)左記の旨を記載した公募要領とともに、平成27年度地域商業自立促進事業に係る。 事業の実施について」を各都道府県に送付する。 もよう、中小企業庁商業課から各経済産業局 通知	

<sub>佐田妥</sub> 提案事項				4:1			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項) 関	度の所管・  関係府省庁	提案団体	区分      回答	意見	補足資料	意見	補足資料
地域商店街活性化 域振興に資する事務 の希望市町村への 譲	は、参照されたの数である。 は、参照されたの数である。		ための地域住民の 需要に応じた事業 活動の促進に関す る法律第11条 地域商業自立促進	経(中广	済産業省 P小企業 )	堺市	施策を講ずる」とされている。 全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。 地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考	またのような中、国が美施する地域商業自立促進事業等、地域振興に負する事業については、商店街を構成する商店主や商店街と深い関わり合いを持つ周辺の住民や自治会、中小企業等に身近で、かつ、地域内の商業集積地の状況に精通している基礎自治体が、補助事業の設計や運用を担えるようになれば、自治体が持つ既存施策と一体的に地域の商店街活性化に取り組むことができ、商店街に対して、タイムリーかつ分かりやすい施策室内・活用を促すことが		・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
地域商店街活性化に関する認定事務に び地域商業自立促事業の補助金交付 務の都道府県への 譲		そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県	地域商店街活性化 法第4条~第7条、 第11条、地域商業 自立促進事業費補 助金交付要綱	添付資料有り経	済産業省	兵庫県、徳島県	ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援する	・国が認定する地域商業活性化法による計画及び採択する地域商業自立促進事業は、これまでの実績を見ても、全国レベルの先端的なモデル事業とは到底考えられない。 ・商店街振興は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 ・なお、全国発信に必要な情報は国に対して提供する。		・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
地域の商店街等の性化支援に関する 務・権限の都道府県 の移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの支	「ワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定	経則商た需活る3、36条第第商業商募ち市募業集地事綱済第活のにののは、第1、3項告集街要り地要立領商補業条活域に進条条1、3項 ち領性、進 自金組号化民事関1、2、733 する領性、業性、進 自金規・第1、3項 ち領性、業性、進 自金元のの業す、2、第条条 事域業街心業商募 進要規 のの業す、2、第条条 事域業ま	別紙11あり 経	済産業省	埼玉県	地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。  また、商店街まちづくり事業及び地域商店街活性化事業については、平成24年度に緊急経済対策として補正予算にて組成され、その機動的かつ継続的な実施が期待されるものであり、その性質上、国で実施することが適当である。補助事業者の採択にあたっては、上記同様、各地方公共団体向け意見を聴取し、これに配慮すると同時に、地方公共団体からの支援表明書等を申請の要件としているところ。  中心市街地の活性化に関する事務については、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。  ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の	地域の商店街等の活性化は、極めてローカルな課題であり、国が県や市町村を飛び越えて、一律に直接商業振興施策を推進する必要性は見当たらない。商店街振興のための国の補助事業は、商店街に直接補助し商店街が事業実施主体となるものである。バブル崩壊・規制緩和後の体力の低下した商店街が自ら実施する商店街振興イベントやまちづくり等の事業に振り回され、商店街の繁栄、商業者の収益力向上に結びついておらず、商店街数、個人の小売事業所数は減少の一途をたどっている。こうした状況に歯止めをかけるには、商店街はまず各個店の収益力向上に資する取組を行い、にぎわい創出のイベントやまちづくりの取組等は、極力市町村や地域住民、NPOなどの関係者を巻き込んで行う仕組みにする必要がある。国庫補助事業採択時の地方公共団体への意見聴取は形式的なものにとどまっており、地域では本当に必要な取組を自ら考え実行していく運営力を欠き、商店街振興によって税収増等のメリットを享受する市町村が、地域振興の主体となりえていない。従来型の支援スキーム、商店街振興施策は行き詰っており、地域住民の意向が反映され、地域の実情・特性をよく熟知している基礎的自治体である市町村が中心となって推進するものに変えていかなければならない。国は直接商店街に補助するのでなく、都道府県、市町村を通じた支援を行うべきである。なお、ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、同様の事業が平成24年補正、平成25年補正で連続して実施されており、必ずしも単発事業とは言えない。今後、同種の補助事業については、自由度を高めた上で地方に移譲すべきである。		・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

	全国市長会・全国町村会からの意見		 重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		1	対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見補知	泛資料	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
668	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付するとした場合、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考える。 ・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づ(基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。 今後とも、地域の商店街・商業集積に精通している基礎自治体である市町村や都道府県の意見を十分に踏まえながら商店街活性化事業に取り組む必要がある考えている。	[再掲] 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を	通知	平成27年2月18日	左記の旨を記載した公募要領とともに、「平成27年度地域商業自立促進事業に係る募集の実施について」を各都道府県に送付するよう、中小企業庁商業課から各経済産業局に通知	
764	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	淡があることから、適切ではないと考える。(47都道府県中10県では、法認定事例が  ない)	[再掲] 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (i)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。		(i)平成27 年2月27日 (ii)平成27 年2月18日		
887				C 対応不可	要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。 ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和することや、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現を目的とした緊急経済対策として、これまで国や自治体等で措置してこなかった施策を補正予算で(連続性を有さず)行ったものであ	[再掲] 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (i)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。(ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。	知	(i)平成27 年2月27日 (ii)平成27 年2月18日		

	H内本在								各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分		意見	補足資料	意見	補足資料
30	JAPANブランド育成 支援事業の事務の都 道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	小規模事業者等 JAPANブランド育 成・地域産業金(地域 用支援補助金(地域 事業)交付要綱		経済産業省	愛知県	C 対応不可	│Nブランドの晋及推進に著しい支障が生じる。 │  また、平成25年度の本事業による支援件数は、全国で82件であり、最 │  も多くの案件がある自治体でも9件にとどまり、微少な事務量を自治体	全国的な視点が必要である点に関して、経済産業局ごとに採択を行っている 現状から見ると、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難 になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。 また、各都道府県が、地域の中小企業のニーズを踏まえ、独自の支援メ ニューに本事業を組み合わせて活用すること等により本事業の申請件数が増		・JAPANブランド育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するJAPA Nブランド育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
26	新たな需要を創造する 新商品・サービスを提 供するための創業支 援に関する事務・権限 の都道府県に移譲	経済産業局等が行っている 対金業やベンチャーの支 が援い、地域産業の振興、産業 ででででである。 を連携がある。 を関いるができる。 を提供するための創業を に関する事務・権限を に関する事務・権限を に関いる事務・を に関すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限(中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移譲すべきである。また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金)小規模事業者活性化補助金	経済産業省組織規 則第231条19号等 中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律第9条 地域需要創造型等 起業・創業促進補助 金交付要綱	引紙9あり	経済産業省、 経済産業省 (中小企業 庁)	埼玉県		商工会を通じて、対象者にきめ細かい支援を効果的且つ効率的に実施できている。また地域需要創造型等企業・創業促進事業(創業補助金)は、新たに創業を行う者に対して、その創業に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出を促し、ひいては経済の活性化をさせる目的である。また過去4回公募で応募件数15,000件以上の審査を実施した実績があることや、地域審査会による各地域に応じた審査や全国審査会による事業者のレベル統一を図る審査体制を既に整えている。これらを考慮すると既存スキームで創業支援を包括的に実			・新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
888	都道府県への移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学 官連携推進に関する事務・ 権限のうち、商工会・商工 会議所と一体となった販路 開拓に関する事務・権限を 都道府県に移譲すること。	しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネット	中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律第11条 第1項 小規模事業者持続 化補助金交付要綱 化補助金交付要綱 び全国商工会議所及 び全国商工会連合	引紙12あり	経済産業省	埼玉県	C 対応不可	その採択・執行に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築しており、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付	は伴う経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても、横断的な対応が可能である。このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適当である。 補助金の採択・執行については、採択審査基準の明確化や事務執行マニュ		・販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
942	新連携支援に関する 事務の都道府県への 権限移譲	「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行、フォローアップ及び成果普及 等	「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)」「中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金」の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 ※従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 ※地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 連携体に属する企業の所在地が都道府県を跨っていても、補助事業主は代表となる一社だけであることから、都道府県単独でも交付事務は行えるものと考える。	中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律施行令 第10条第1項、同条 第2項、第11条第1 項、第12条第1項		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できないまた、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない	「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、地域の中小企業を熟知した都道府県が事業執行、補助金執行業務等を担ったほうが、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開」することが可能と考える。 なお、移譲と同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しては関係が開始しまするできる。		・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況 ・	兄
管理番号	意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法(検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
30				C 対応不可		4【経済産業省】 (23)JAPANブランド育成支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提 出された補助金事業計画に係る情報提供を行うとともに、当該計画について意 見聴取を行う。		平成27年2月25日		
261				C 対応不可	平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、「我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%)になることを目指す」という目標が掲げられている。 創業補助金は、新たに創業を行う者に対して、その創業に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出を促し、我が国経済を活性化させることを目的としている。上記の国としての目標を確実に達成するためには、その採択において、事業の独創性、収益性や資金繰りといった事業継続性等について、全国的な視点から一定レベルに達した者を全国規模で広く支援することが必要。 現在、創業補助金の採択にあたっては、申請受付、問い合わせ対応、確定検査等の事務を実施するために47都道府県に置かれた都道府県の外郭団体や商工会等の地域事務局において、専門家(学識者、弁護士、公認会計士等)による書面審査及び地域審査会を経た後、全国審査会において審査を行うことにより都道府県間の審査レベルを調整し、一定水準以上の創業を支援する体制を構築しており、引き続き同体制にて実施することが必要である。 他方、全国的な一定の水準を確保しつつ、都道府県の知見を活用させていただく観点から、都道府県の担当者に地域審査会にご参加いただくことを検討することとしたい。	[再掲] 4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (iii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。	措置済み	平成28年1月20日	平成26年度補正予算創業・第二創業と 補助金、平成27年度予算制業・第二結果にた では、管理事務はいこと等の を設置していた。 一方で、地域府県が自動のでは、他道所ととに 一方で、地域府県が自動ので、地域府県がは、のの を設置して、地域府県がは、のの を選ばに的な事で、地域所にのの を選ばにのがするなどで、の を選ばにのがするなどで、の に対るよう、創業補助金とが、の に対るよう、創業補助金とが、の に対るよう、創業補助金とがで、 ので、地道所のでするで、 ので、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	
888				C 対応不可	小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となった販路開拓支援も含めた地域力活用市場獲得等支援事業は、平成25年度補正予算により措置されている事業であり、既に執行も行っていることから、移譲できない。なお、本事業の執行においても、できる限り優れた取組を採択するため、全国商工会連合会・日本商工会議所において、全国からの提案を相対評価によって審査・採択を行っているところ。全国規模の相対評価は、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備によって行うことはできないと考える。一方、小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本計画において、「国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつつ、(中略)小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する。」と記載しているところ、小規模企業の振興に当たっては、地方公共団体と連携しながら取り組むことが重要と認識している。今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい。				「「平成26年の地方からの提案等に関する対	
942				C 対応不可	なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してある ところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに	「再掲] 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等 に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県 の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募 前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係 る情報提供を行う。	: .	平成27年2月6日	応方針」の閣議決定を受けた対応について」 (平成27年2月6日付け中小企業庁技術・経営 革新課通知)	

	4P 中市 在								各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
890	中小企業・小規模事業 者の高度人材育成支 援に関する事務・権限 の都道府県への移譲	中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・ 権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限	しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットである中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積いたである。 「ロークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)	中小企業におけるでは、中学働ないのでは、中ででは、中ででは、中ででは、中ででは、中ででは、中ででは、中ででは、中		経済産業省	埼玉県	C 対応不可	小企業の人材確保・定着支援事業においては、県単位を基本としつつも広域で事業が実施できる制度とし、さらに人材交流から定着支援まで一貫した支援ができる制度としている。また、今後は地域の人材を確保するため、UIJターンを含めた広域的な人材活用に向けた事業展開も想定されるところである。また、中小企業新戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロジェクトについては、特に首都圏、近畿圏におけるインターンシップについては県境にとらわれずに広域でのマッチングも存在するため、ブロック単位で事業を実施しているところであり、効果的に事	人材確保・定着支援事業の実施を県が主体的に担うことにより県境を越えた就職支援が妨げられるとの指摘には何ら根拠がない(国の出先機関もブロック単位であり、一定の所管区域という概念があるのは同様である。)。特に女性は、仕事と家庭の両立のため、自宅近くで働くことを希望している。現在、県が実施している同種の事業(合同企業説明会や企業見学バスツアーなど)では、参加者を県内在住者に限定することなく、幅広いマッチングを行っている。また、産業、雇用、教育など全て包括した総合行政主体である県の方が、府省の縦割りを超えた横断的な事業展開も可能である。このため中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務権限を		・中小企業・小規模事業者の高度人材育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
369	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び入検査権限の移譲	電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立 入検査権限を、並行権限と して、希望する都道府県に 移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのつとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を請するとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、電気事業者及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業者に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要に、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要に、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要に、報告徴収及び立入検査権限を、が大権限として、都道府県に移譲する必要に、関体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー・普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの一等及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー・発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることがある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	電気事業者による 再生可能エネル ギー電気の調達に 関する特別措置法 第4条,第5条、第4 0条	福岡県提案分	経済産業省	九州地方知事会	C 対応不可	応可能」である。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「同法」という。)第4条、第5条における電気事業者への指導・助言はそれぞれ、特定供給者から特定契約の申し込みがあり、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるとき(同法第4条第2項)、特定供給者から認定発電設備と電気工作物(電気事業法第二条第一項第16号に規定)とを電気に接続することを求めたとき(同法第5条第2項)に行うことができるとされており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。また、同法第40条における電気事業者若しくは認定発電設備を用いた特定供給者に対する報告徴収及び立入検査権限は、「この法律の施行に必要な限度において」と限定されており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。なお、地方自治行政として、再生可能エネルギー発電事業者に対する指導・助言について、地方自治法に沿って条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。 ・また、系統連系に関しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、国が広域的な視点に立って対応を行うことが必要である。 ・当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開は、これを表述を表述されます。原則は公開している。 ・当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開け、これを記述といる。	○「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」等は、あくまで円滑に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「同法」という。)第1条の目的である「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進」する趣旨を述べたものあって、同法に規定された権限行使の要件を無視して移譲を求めているわけではない。 ○再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者、住民から多くの相談等が寄せられており、こうした実態を踏まえ、少なくとも当該相談等に対応するためには、地方自治体が関与する根拠として報告徴収、指導・助言の権限が必要であり、地方側としても地方自治の本旨に従って同法の目的を達成したいと考える。 ○条例により対応が可能とあるが、事業者に対し法・条例双方の事務対応を求めることは、事業者の負担増となることから、権限移譲(並行権限)による対応が適当と考える。 ○系統連系に関しては、一の都道府県内で対応可能な個別事案については、近接性の観点から、都道府県による対応が適当と考える。一方、各都道府県にまたがる対応が必要な場合等は、並行権限により国が対応することとしてはどうか。 ○「当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開法上の不開示情報が含まれる」とあるが、地方公務員法により地方公務員にも守秘義務が課されており、一般国民への情報公開と同列に議論すべきではない。	右り	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
	電気事業者による再生の調達に基づく再生の調達に基づく再生の調査はに基づく再生の発電の移譲	記事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、 再生可能エネルギー発電 の認定に関する事務を都道 府県に移譲	再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一定)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が整わず、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。地域の土地利用計画等との整合性メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。再生可能エネルギーの普及状況の把握設備を認定した件数と容量(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、3備のの所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引続き国が行うことが効率的である。			経済産業省	神奈川県	C 対応不可	電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも国による認定をうけるものとしている。  ・設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHP(http://www.fit.go,jp/statistics/public_sp.html)において市町村別で公表されているところ。一方で、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。	・再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限については、認定の基準が技術的なものであること、また、法律に基づき、国が定めた基準により都道府県知事が許認可等を行っている例は少なくないことから、移譲を求めているもの。		・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	

	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について	各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 補足資料 主な再検討の視点	区分	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 実施(予定) (検討状況) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
890			御指摘の中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業、中小企業新戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロジェクト)は、基金事業の一環で実施してきたものであるが、平成26年度で終了する予定である。				
369	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40 条を一体として検討する必要がある。	し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは	に向けて対応 体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてを検討	これを踏まえた実施主体、国の関与の在り万等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 ・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項) ・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項) ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条) ・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項) (ii )再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。	法律・省令 平成29年4月 1日施行	再工いては、引き続き国に帰属するものとして、地域でのトラブルを未然にいせずるものとで、地域でのトラブルを未然に応いな事業者が高いた上で、地域でのトラブルを未然に直接指する。 た上で、地域でのトラブルを未然にいるいまで、自治業省が保存をの権限を対ける。 に一ついるでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一の	
507	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40 条を一体として検討する必要がある。	し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは	ルヤー発電設備の立地に当たっては、地域の美情を踏まえ、円滑に美施されることが重要。  ○その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてを検討  ○仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。	(平23法108) (i)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 (略) (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。	法律·省令 平成29年4月	再工や特は、引き続き国に帰属するものとは、引き続き国に帰属するものとで、地域でのトラブルを未然導しやすいようと、①自産業省が保有する記違反有している自治案者にといる自治案が保有するをで、当該法令や条例には、別方では、当該法令を等の権限を担て、当該法令を等の権限を担て、当該法令を等のをでは、近のいば、がのがは、がのがは、がのがは、がのがは、がのがは、がのがは、がのがは、がのが	

担实市场				加井の子供		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項) 制度の所管・関係府省庁	提案団体	区分	意見	補足資料	意見	補足資料
電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。現行制度上、事業内容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続が類雑となっている。電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものなどについては県の裁量とするよう権限を移譲する。変更承認申請の省略化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の裁量による充当を行った上で、実績報告により額を確定する。煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。		経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県	C 対応不可 ・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生による 事業費の減が30%未満の場合でも、変更申請の後、交付金対象事業の内、別 の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。		・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。	
原子力発電施設立地 地域共生交付金交付 規則における事業採 択及び交付額配分等 の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域 大生交付金における事業の 採択や交付額の配分など の権限を都道府県に移譲 する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けれない。原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。		経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県	C 対応不可 ・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生により、 執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、別の 事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、 制度の改善・拡充について検討いただきたい。		・電源三法等による交付金制度や特例措置について は、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可 能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。	
核燃料サイクル交付: 交付規則における事 業採択及び交付額配 分等の都道府県への 移譲	金 核燃料サイクル交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道所県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入が「無要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けれない。「核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。		経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県	C 対応不可 ・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生により、 執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、別の 事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、 制度の改善・拡充について検討いただきたい。		・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。	

	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について	各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	!
管理番号	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 補足資料 主な再検討の視点	区分	(平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
852			) 現行規定に 当初の提案については対応不可であるが、『各府省からの第1次回答を踏まえた 団体からの意見』については、 現行の交付規則第19条第3項にて対応可能である。	6【経済産業省】			「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る対応について(平成27年2月6日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電源地域整備室通知)	
854			本交付金は、補助金適正化法の適用を受ける交付金であり、交付申請内容と異 <sup>7</sup> 業への充当は不適当。	なる事				
855			本交付金は、補助金適正化法の適用を受ける交付金であり、交付申請内容と異なる。 業への充当は不適当。	なる事				

	相安市石				出来の記答			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容 具体的な支障事例、地域の実情	情を踏まえた必要性等根拠法令	等 その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答		補足資料	意見	補足資料
496	産業財産権に関する 確認事務(中小企業に 対する特許料軽減申 請の受付と確認書受 付)の都道府県への権 限移譲	対応をはじめ、提出された  の付計科の利的個で寺の事務についても、	いう趣旨のもと定められているが、 のであることから考えると、本県で 地域の財力等に応じた事務を行っ 後等に係る移動時間の短縮につな 第17、18条		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	また、地域の独自性を踏まえた当該軽減措置以外の更なる支援(知的			・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
495	産業財産権に関する 相談事務(知的財産権 に関する相談受付、説 明会)の都道府県への 権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未、公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)  当該相談事務は、弁理士等による産業財産活許庁で行う方式審査に向けた相談業務を活開情報を用いる場合があるため、特許の出願の業務を行うことは公平性の確保に著しい支が、未公開情報を用いた相談業務を都道府!を業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	行っており、相談業務に際して未公願を行うこともある都道府県が同様 を障があるとの懸念が考えられる 知的財産推議 県が行ったとしてもなんら公平性を 示うことで相談者の相談等に係る移	計画	経済産業省	神奈川県		「全国5/個所に知財総合文援窓口を設直)。 ・ただし、「未公開情報(出願公開前情報)を用いた相談対応」について は、特許法の規定により第三者に提供できないため、相談対応すること	都道府県の中小企業支援センター等に委託している現状からも、地方が当該業務を行うことが適当であることは明らかであり、移譲を進めることにより、利用者の利便性が向上する。 「未公開情報」を用いた相談業務については、地方公務員法の守秘義務の点から公平性を害する恐れはなく、法律改正等により第三者に都道府県を含まないよう措置すべき		・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
366	7 11 14 14 11 2 2 15 14 1	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出にては、工場立地法第4条の2第1項により都設である政令指定都市、市は行うことが可能で権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを「の判断による条件の緩和により企業誘致になる、工場立地法の規定により、繰地面積率なお、工場立内の条例で定めることとされては、「都道府県の条例で定めることとされては、「都道府県の条例でできない(県の条例での【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の工場立地法の特定工場が立地している町村例も適用できず、町村独自の企業誘致等の「【課題の解消策】このため、工場立地法第4条の2の緑地面積主体への「町村」の追加を求める。	道府県が、第2項により基礎自治体 をあるが、町村については、法令上、 除外する理由に乏しい。また町村 つながるメリットもある。 三等に係る地域準則の策定の事務 いる事務」であるため、特例条例に のみ定めることができる事務)。 の区域や住宅地や学校のまわりに もあり、企業立地促進法による特 取組に支障がある状況である。	5.4条	経済産業省	広島県	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。			・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	

	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見補足	提案募集給計専門部 <b>会か</b> ら指摘された	区分	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 実施(予定) (検討状況) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
496			・産業競争力強化法第75条を根拠法令として権限委譲の提案がなされている確認書の交付事務は、産業競争力強化法に基づく軽減措置では、確認書の提出を要件としていないため、交付事務は存在しない。 ・産業技術力強化法17条、18条を根拠法令とする軽減措置については、確認する要件の中に、公開前の出願の内容に関わる情報も含まれる。当該措置は地方自治体も申請者になり得るものであるが、申請者になり得る者が個別企業の公開前の発明情報に接することは、公平性、利益相反及び保秘等の観点から適当ではなく、例えば企業情報の漏えい・二次利用、申請企業に対する不公正な取扱い等の問題も生じ得ると考えられる。このため、地方自治体に当該事務を移譲することは、困難である。 ・なお、神奈川県の要望が、存在しない事務に関する要望であるため、要望事項の内容、趣旨、背景等について必ずしも正確に把握できておらず、改めて確認する必要があるものと思われる。				
495			①知的財産にかかる相談受付業務については、地方が当該業務を独自に行うことが可能。例えば、東京都では、独自の事業として「東京都知的財産総合センター」を通し特許等の手続全般を含め知財の相談受付業務を行っているところ。  C 対応不可 (参考) 〈東京都知的財産総合センター〉 http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/ ②未公開情報については、国においても相談業務に利用することができない。	,			
366	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り 組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を 移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。 地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、 希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた 独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう 前向きに検討すべきである。	○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。	このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進 するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うこと が適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域 として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるた				

	H 内 本 · ·				### O = 7 /			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等その他	l(特記事項) 制度の所管 関係府省	ま。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区分	D答	意見	補足資料	意見	補足資料
715	の緑地面積率等に係る地域準則の条例制	地面積率等の規制緩和に 関する地域準則の制定権	【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地のでの事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不適当であると考える。 【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。	工場立地法第4条の 別紙あり	り経済産業省	<b>聖籠町</b>	C 対応不	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。	当町としては、同工業団地への企業立地促進を図り、雇用確保や税収増につなげていきたいと考えており、この課題を解決する施策の一つとして緑地面積		・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域 準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	
963	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に係 る地域準則の条例制 定権限の町村への移 譲	工場立地法第4条の2の緑 地面積率等に係る地域準 則の条例制定主体への「町 村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	工場立地法第4条 の2	経済産業省	中国地方知事会	C 対応7	改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法) 不可において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。	地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。 同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることからも、より住民に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。 「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。 当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。		・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	
857 :	工場立地法に基づく緑 地面積に係る変更届 出に関する規制緩和	定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持の保持で及ぼすおそれがない場合に該当するものとい変更届出の対象がらいませのといる。)は、軽して変更届出の対象がらいるものという。 変更を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を	工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める 比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義 務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から 除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑 地の移設により緑地面積が減少しない場合、 ②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合で あって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合 本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な 緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対 しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。 工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化する ことによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。 また、同時に行政の事務コストを削減することができる。 (具体的事例は別紙のとおり)	第1項、同法施行規 別紙あり	り経済産業省	ì愛媛県	C 対応ス	工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他やむを得ない場合を除き、生産施設、環境施設面積等の状況を把握するための届出は必要不可欠である。大規模な緑地が整備されている工場であっても、それがどのように変更され、準則に合致しているのかどうかについて審査をする必要があるため届出は必要。また、周辺に住居がない森林に囲まれた工場であったとしても、周辺の状況は日々変わっていくものであり、届出不用の判断基準にはなじまない。従って、本提案について対応することはできない。	工場立地法は、工場立地と地域の生活環境との調和を実現し、工場立地の適正化を推進することを目的とするものであり、監督上、生産施設、環境施設面積等の状況を把握することは重要であると考える。しかしながら、変更の内容から周辺環境に与える影響が小さいものについては、事前の届出により準則への適合性の審査をする必要性が低く(準則に適合していることが前提)、当該特定工場の状況の変遷については、次回の変更届出の際に併せて届出が省略された変更内容を届出させ、事後的に把握することで足りるものと考える。緑地面積率については、自治体(県又は市)が都市計画上の用途地域等の地域環境に照らし独自の緑地面積率を定めることが可能となっているが、これは工場が整備するべき緑地の程度は、立地する地域の環境によりその必要性の程度は異なるものであり、工場やその周辺状況の実態をより把握している自治体の判断が必要になるとの考えから措置されたものである。本提案の趣旨は、現行では工場の周辺状況にかかわらず一律に「緑地減少面積10㎡以下」であることが届出不要の判断基準とされていることから、変更届出を不要とする判断基準についてもこれと同様に、国が示す基準の範囲において自治体が柔軟に設定できるようにし、設備投資の円滑化と周辺の生活環境保持とのバランスを図ろうとするものである。			
374		村地域工業等導入促進法 の農村地域に該当しないと して適用から除外される が、市町村合併によって人 口が20万人以上となった 市については、合併前の市 の人口をもって農工法の対	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	第4号ア ※05	5の財政力指   停工刃働で	î、 九州地方知 ì、 事会	C 対応ス	<ul> <li>一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域</li> <li>・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市については、法の対象地域から外すこととしたものである。</li> <li>2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。</li> <li>3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」こととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考え</li> </ul>	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業者率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。			

	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見補	<b>非足資料</b>	提案募集検討専門部会から指摘された	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平27〉として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平28〉として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平29〉として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
7	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。 地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。併せて、緑地等の面積規制についても緩和を図るべきである。		○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。	C 対応不可	企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法においる「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新増設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。					
96	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。 地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。		○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。	C 対応不可	企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新増設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。					
85	7 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		〇 9月19日(金)のヒアリングで「提案について、適切に緑地面積に係る地域準則を定めることで対応すべき」との話があったが、たとえ緑地面積率に柔軟性を持たせた地域準則を定めたとしても、現行法では10㎡以上変更があれば届出が必要になるため、提案への対応に当たって、別個の論点として検討していただきたい。 〇 9月19日(金)のヒアリングで言及したとおり、例えば愛媛県の事例によれば、平成24年度以降に緑地の減少に係る変更届出が21件あり、そのうち19件の緑地減少割合が1%前後であった。近隣に住民がいないなど、周辺住民の環境に配慮する必要性が低い場合にまで、一律10㎡という絶対数での基準の下、届出の義務を課し、かつ原則90日間変更に着手できないとすることに合理性はなく、変更届出が必要な範囲について地域で弾力的に定められるようにするなど、10㎡の限定を緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	E 提案の 実現に向 けて対応を 検討	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の対象拡大については、具体的な支障事例等の確認等を行い、適切な対応を行う。 現時点においては、どのような対応をすることが適当であるかどうかについて把握をしていないため、取り急ぎ、提案者である愛媛県と協議を開始することとしたい。 なお、具体的な支障事例を確認した上で届出不用要件としての合理性、法目的との整合性からみて対象拡大できることが確認できた場合には、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の審議等必要なプロセスを経た上でその実現を図ることとしたい。	6【経済産業省】 (5)工場立地法(昭34法24) 緑地面積の減少に係る軽微な変更(施行規則9条6号)の範囲については、規 制の基準の在り方や具体的な支障事例を踏まえた上で検討を行い、その結果 に基づいて必要な措置を講ずる。	検討済(愛媛県)		是案主体である愛媛県と書面にて協議を行った結果、提出頂いた19事例については、いずれも「軽微な変更」の基準を変更すべき事例としては適当ではないと判断。	
3	4			C 対応不 可	平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したもの思料。 財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。 農工法においては、・原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするとともに、・人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業者率を基準として法の適用の可否を判断しているところ。 このため、合併により20万人を超えたという事実のみをもって、法の対象から外れたと解釈するのではなく、今般の事案においては、A市のように、例外としての取扱いが無くなると解釈する、きである。また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は市町村内の一定の地域ではなく、土地利用のあり方等を勘案し、当該地方公共団体全体で考えるべきものである。以上により、要件の緩和は困難である。	(7)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省と共管)[再掲] (ii)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。 <平27> 6【経済産業省】 (5)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省と共管)[再掲]	政令	±   ±   ±   ±   ±   ±   ±   ±   ±   ±	農村地域工業等導入促進法施行令(昭和46年政令第280号)を改正し、農村地域から除いれる地域の要件について、合併市の区域にあっては、合併前の市町村の区域ごとに適用されることとした。	

	10 ch -+					44 55			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
22	産業クラスターの支援 に関する事務の都道 府県への移譲	「新産業集積創出基盤構築 支援事業」の委託先の選定 事務等の権限及び財源の 移譲	【制度改正の必要性】 次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施する必要があることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきである。	新産業集積創出基盤構築支援事業委託要綱		経済産業省	愛知県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。		・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
32	企業立地促進に関す る事務の都道府県へ の移譲	企業立地促進に関する補	【制度改正の必要性】 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として 産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組を行っており、全 国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が 国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を 高めて、都道府県に企業立地促進に関する補助金(対内投資等地域活性化立 地推進事業費補助金)等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱		経済産業省	愛知県	C 対応不可	企業立地促進法に基づく国の補助金制度は、基本計画に基づく地方自治体等の取組みを支援することにより、国全体の産業の国際競争力を強化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的としている。基本計画に基づく取組みは単一の都道府県に限らず、企業立地促進法に基づく補助金制度も我が国の産業競争力強化を図るため、全国的な視点のもとで採択を行っていることから、都道府県に一律に補助金の財源を移譲した場合、その目的達成上支障が生じるおそれがあるため、従来の制度のまま維持することが必要。	企業立地促進への支援は、都道府県が主体となって、地域の実情を適切に 反映する取組を行うことにより、事業の効果を上げることができるため、都道府 県の自中度を喜めて企業立地促進に関する補助全等の権限移譲及びそれに		・企業立地促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する企業立地促進に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	<u></u>
469	産業クラスターの支援 に関する事務の都道 府県への権限移譲	長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示地域の成長ビジョンの提示地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを超え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体)等のコーディネート補助事業の交付決定及び確定手続き	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 *従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 *地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など)産学公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	産業クラスター計画		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	都道府県において地域経済の活性化を図る様々な新産業振興施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、地域の企業や大学等を把握し、産業実態、ニーズ、課題等について熟知しているため、地域の実情に応じた精緻な分析ができ、的確な事業執行、補助金執行業務ができると考える。特に企業支援については国の対象企業との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと考え、これにより限られた財源の有効活用が図られる。 なお、移譲までの間は、新産業振興施策を効果的に進める観点から、補助事業における対象企業の採択等に関する事務に都道府県が関与する仕組みを設けるべきである。		・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について	各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		対応方針の措置(検討)状況	2
管理番号	意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点 区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 実施(予定) (検討状況) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
2.	2 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		c 対応不	本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。				
3.	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 2 道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事 務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検 討を行うべきである。		C 対応不	本補助制度は、我が国全体の産業競争力強化に資する成長分野に属する新規創業・新分野進出事業者の効果的な支援につながる施設や、都道府県をまたぐような広域的な利用が見込まれる機器の整備を支援対象としており、その補助金交付先の決定に当たっては全国的な視点が必要不可欠であることから、都道府県へ一律に権限・財源移譲することは困難と考えられる。また、本補助制度は、企業立地促進法に基づき都道府県及び市町村が策定した「基本計画」に基づく事業を支援対象としており、既に地域の実情が適切に反映される仕組みとなっている。26年度予算に係る本事業の採択は既に終了しているが、27年度予算において引き続き本事業と同様の制度が認められる場合は、補助金交付先の審査において関係自治体の意見を踏まえることを公募要領に明記するなど、関係自治体との連携が今以上に強化される仕組みとなるよう検討する。	4【経済産業省】 (16)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 法5条5項に基づき同意された基本計画に基づく事業に係る施設等整備に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、採択に当たって関係地方公共団体の意見を踏まえることを公募要領に明記するなど、地方公共団体との連携がより強化される仕組みを構築する。		平成27年3月16日に公募開始した「平成27年度地域新成長産業創出促進事業費補助金(戦略産業支援のための基盤整備事業)」の公募要領に、事業採択に当たり地方公共団体の意見を踏まえることを明記	
46	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C対応不	本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。				

	相安市塔					判成の記算			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	· 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
939	ベンチャー支援に関す 9 る事務の都道府県へ の権限移譲	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に応いたアドバイス等(県境を超対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境をも対してクラスターを形成にでからまた、全国的視野が心でなり、全国的が必ずにの観点がも、国際競争力等の観点がら国が主導)補助事業の交付決定及び確定手続き、採択事業の進捗管理及び	「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の 執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 *従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想 定している。 *地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現 行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)	関する法律第25条		経済産業省	神奈川県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	都道府県においては、地域経済の活性化を図る様々なベンチャー支援施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、国がこの事務を「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うより地域の求めに応じた的確な支援を行うことができる。支援対象についても、国と都道府県との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと考える。また、移譲までの間は、ベンチャー支援施策を効果的に進める観点から、対象企業の採択等に関する事務に本県が関与する仕組みをご検討いただきたい。なお、本県では、国の成長分野として示された「ライフサイエンス」「環境」等の新産業分野を中心にベンチャーの起業や事業化に係る支援を行っている。〈主なベンチャー支援事業の実績〉 〇新産業ベンチャー企業化支援事業(H17~H25) 支援企業73社 成果〔会社設立18社、商品化24社、特許出願45社、大手企業との提携等2社、VC等からの出資22社、試作品完成50社〕 〇エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業(H24・25) 支援企業11社 成果〔商品完成3社、製品完成3社、試作品完成5社〕		・ベンチャー企業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するベンチャー企業への支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
7	1 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を【制度改正の必要性】 本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一なわな創業支援につまがる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのナヤレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなフアンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支援が生じる。 【本県の好況】 連組の代記】 連組の代記、「本・特に経済団体等にあっては県の区域での活動が盛んになっていることが多く、また、特に経済団体等にあっては県の区域での活動が盛んになっていることが多く、また、特に経済団体等にあっては県の区域での活動が盛んになっていることが多く、また、特に経済団体等にあっては県の区域での活動が盛んになっていることがら、計画の認定が進んでいない状況にある。【歴念の解消策】市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。	産業競争力強化法第113条		経済産業省、総務省	山梨県	C 対応不可	町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業 庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数は0件~20件(平均4件)程度に留 まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行 体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非 効率である。	また、各地のモデルとなる創業支援体制に係る全国的な横展開の件については、先ず、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては都道府県における創業支援施策や県を単位とする各種支援機関との連携強化が不可欠であり、都道府県が認定し、その結果情報の共有化を図ることで十分に対応可能と考えます。		・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

全国市長会・全国町村会からの意見				各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		対応方針の措置(検討)状況	
管理番号 意見 補	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 実施(予定) (検討状況) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都 939 道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事 務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検 討を行うべきである。			C 対応不可	本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。				
		○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。 ○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。 具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施するを運業、本部策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。 <権限移譲について> 本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米本み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援財画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考	(22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。  <平27> 4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (ii)創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。  <平28> 4【経済産業省】	⇒通知 <平26> (iii)及び 平27> ⇒通知 <平26> (iii)及び 平27> ⇒ 3  (iii)及び 平27> ⇒ 3  (iii)及び 平28> ⇒ 3  (iii)及び 平28> ⇒ 3  (iii)及び 平28	マ平26〉(i) 「産業競争力強に基づく創業支援について全業競争力強に係る部分付け総行政10号) く平26〉(ii) 及び〈平27〉 「平成28年2月6日付け総行政10号) く平26〉(iii) 及び〈平27〉 「平成28年度協力の御願い」(平の28年年) 第一年成28年度協力の開願い」(平の28年度協力の開願) 「保る通知と主要、の御願」を表現のでは、中の27年度、大学を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	

	担党末年							各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	意見	補足資料	意見	補足資料
	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に	を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争	第113条、第114条、 第137条 産業競争力強化法 施行規則第41条~ 第45条		経済省	九州地方知事会	C 対応不可 創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。現状では、各都道府県の認定件数は0件~20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活	都道府県では既に独自の創業支援施策を実施しており、市町村との連絡・調整、認定事務を担うに当たっては、既存の施策実施体制を活用できることから、大きな非効率は生じないものと考える。また、地域の特徴ある創業支援体制を全国に横展開する取組は重要であるが、そうした全国比較については必ずしも計画認定の段階で行う必要はなく、国における補助事業の採択審査や、事例集作成等により実施可能である。都道府県に認定権限を移譲することで、申請から認定に至る期間の短縮のみならず、地域の独自性の深掘り、実効性の高い支援体制の構築につながり、モデルの創出にも資するものと思われる。さらに、こうして構築した市町村の創業支援体制を、大分県における「3年間で1,000件の創業支援」といった都道府県の定量目標と連携しながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、「開業率10%」、「ローカル10,000」といった国の目標の実現にも貢献できるものと考える。なお、大分県内の市町村からは、出張旅費負担軽減や、地域の実情に関する審査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権	- C l c 方 込 る 言 E	中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県 の関与を強化して地域の実情を適切に反映するととも こ、都道府県が実施する事業と適切に連携することに よって、より効果を上げることができる。都道府県が実 施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との 連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移 譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自 由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体に するか、都道府県に交付すること。	

全国市長会・全国町村会からの意見				各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
意見	足資料	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況	実施(予定)	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
391		○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具通しを明示していただきたい。○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合の人都道府県はこれまでも創業を援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。 具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して問知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。 く権限移譲について> 本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米並み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するもので	[再掲] 〈平26〉 4【経済産業省】 3 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。  〈平27〉 4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (ii)創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 〈平28〉 4【経済産業省】	(iii)及び 平272 → 通 (ii)及び 平26 (ii)な 平28 → 現状維持	2月6日 < 平26> (iii)及び< 平27> ⇒平成28年 1月20日	マ平26>(i) 「産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について」(平成27年2月6日付け総行政10号) マ平26>(iii) 及び〈平27〉「平成28年度協力の御願い」(平成28年度協力の御願い」(平成28年度協力の御願い」(平成28年度協力の企業庁経営支援・新事業に登り、(ii) 及び〈平28〉平成27年度末にかけ業市の関係でののアンケーを開発である。とのでは、不可して、企業に対して、企業に対して、企業に対して、企業に対して、ののアンケート調査を実にがした。に、ののアンケート調査を表した。に、で、検証を対して、いて、まる、国が認定を行う道策を記した。「会し、明確である。」を表して、企業、引き続きとした。会社、引き続きとした。会社、引き続きとした。会社、明確での副部を著した。ののの部を表して、企業、表し、ののの部を表し、のの部の部を表し、ののの部を表し、ののの部の部ででは、で、ののの部ででは、で、ののの部でで、のの部ででは、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、ののののので、で、で、ののののので、で、で、ののののので、	

担实市场				加井の子笠		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項) 制度の所管・関係府省庁	提案団体	区分          回答	意見	補足資料	意見補足資	資料
高99 創業支援事業計認定権譲	項、第140条1項6号に規 定する「市区町村創業支援 計画」に関する経済産業大 臣、総務大臣及びその他の 主務大臣(関係する施行 令、施行規則を含む)にお ける権限を都道府県に移設 されたい。 第113条 創業支援事業記 画の認定 第114条 創業支援事業記 画の変更等 第137条3項 報告書の徴 収	国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられ	条、第137条3項、第140条1項6号	経済産業省、 総務省	大阪府、京都、京都、京都、京都、京都、京都、京都、京都、京都、京都、京都、京都、京都、	庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数は0件~20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて対効率である。また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報を	都道府県が持つネットワークカで地域特性に応じた市町村の創業支援事業計画の策定支援を行うことができ、今以上に認定件数を増やすことが可能になる。 実際、9月締切の第3回申請は、大阪府では2市のみ、関西の他府県では申請がないと聞いているが、単独では認定を受けることが難しい自治体もあることも一因として考えられる。この点、都道府県への創業支援事業計画の権限移譲により、近隣地域とのバランスを考慮して、都道府県が「商工会連合会等と連携して法の枠組み以外で行う創業支援施策=補完行政」を行うことができ、また、都道府県に計画認定権限があれば、共同申請を誘導することができ、また、都道府県に計画認定権限があれば、共同申請を誘導することができ、市町村の連携を促進した援実績がある)。このように、都道府県への権限移譲により、「ローカル10,000プロジェクト」等の政府目標に貢献することができ、申請件数に陰りが見える現状からすれば、決して時期尚早ではないと考える。		・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に返映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる、都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)		対応方針の措置(検討)状況	1
意見補	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平27〉として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平28〉として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平29〉として併記	措置方法 実施(予定 (検討状況) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
699		○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のピアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何の具体的な支障はあるのか。○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウ湾市用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。  具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。  また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。  〈権限移譲について〉本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米並み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら	[再掲] 〈平26〉 4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。 〈平27〉 4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (ii)創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 〈平28〉 4【経済産業省】 (3)産業競争力強化法(平25 法98)	2月6日 <平26> (iii)及び< 平27> ⇒通知 <平26> (iii)及び< 平28> ⇒現状維持	20日付け由小企業庁終党支援部創業。新事	

	担党市在								各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見
僧	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料 意見 補足資料
2		道 る調整 地域資源活用促進 法による事業計画認 定に係る事務	事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、 新事業展開を図ることを支援するものであるので、地方が 地域資源の指定から事業計画の認定まで地域の中小企業 のニーズの基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。 全国的な視点があるとしても地域振興に関するものである から、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	資源活用促進法第6条、第7	関する事務の権限移譲につ	経済産業省	愛知県	不可	の先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。  都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。  また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。  また、添付資料にて本事業と「中小企業応援ファンド」採択事小企業応援ファンド」は地域資源を活用した初期段階の取組等を支援していると認識しており、制度上の重複はないと考える。  さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。  以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	中小企業地域資源活用促進法は、地域の実情に知見を持つ都道府県が地域産業資源を指定し、それを活用する中小企業・小規模事業者を支援するというスキームであり、指定の権限が都道府県にある以上、支援策に「全国的な視点」や「モデル事業」の想定をすることは困難。 既に、ヒアリングで細く説明したとおり、採択事例を見れば、地域によって分野の偏在、技術水準のバラツキがあり、経済産業局ごとの採択で、地域を超えた連携が想定しえない。現状においても、地域を越えた連携やモデル事業の波及効果も薄く、国で認定・補助事業を行うよとで、地域の実情や取組が十分に反映されないデメリットの方が大きい。「中小企業応援ファンドは必ずしも「初期段階の取組」を支援するという性格は有しておらず、地方自治体において、5年間、3、000万円の補助事業を創設することが困難であるため、金額の多寡によって分けられているというのが実情であり、先端的なモデル事業に限定して採択しているという所	・地域産業資源活用への支援は、都道府 県の関与を強化して地域の実情を適切に 反映するとともに、都道府県が実施する 事業と適切に連携する。都道府県が 実施する地域産業資源活用に係る事業 の創出に関する事業との連携を図り効果 を最大限に発揮する観点から問題がある ため、自由度をできるだけ高めた上で、都 道府県を実施主体にするか、都道府県に 交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	兄
理番号 意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについては不にできたい。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道付けが実際上も関与しにくいという実情がある。そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定本が、力持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域用り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用の促進については、一層強力かつ加速的に推進している。・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目性化を通じた我が国経済の持続的成長)を達成するためにはきるで、地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性に透りを国ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を配えたが、地域産業資源は多様であり、を国的視点で事要を取ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を記定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要によるで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事要を取ることが必要。そのため、国が、それぞれが各地にのまたが、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地域の実施に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。【中小企業応援ファンド】・地域レベルでは、ご指摘の「中小企業応援ファンド」の活用が記述を表する。	(平26> 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の 促進に関する法律(平19法39) (1)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、支援要件自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。 (ベ平30) 4【経済産業省】(5)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)に係る事務・権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30	>平年日 <>令月27 年2月27 中 20 今月19 4 6 6 6 7	○資進度 ○資進度 ○「中小企業に大き事に ・ は動地では ・ は動地では ・ は動地では ・ は動地でで ・ は動地で ・ は動地で ・ は動地で ・ は動地で ・ は動地で ・ は動地で ・ は動地で ・ は動地で ・ は一に ・ はいの ・ はいの	

	担安市环					生のこと			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	
管理番号	· 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見補足資	料意見	補足資料
238	用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	産業では、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	【財源移譲のスキーム】	源事進律小等ン産支地活発 活活関条事が業援域用付 にのる。業ブ地活金資業 にのる。業ブ地活金資票 にのる。業ブ地活金資票		経済産業		C 対応不可	金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。  都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。  さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で	国的な視点でモデル的に普及・啓発を図っていくというより、地域での差別化・優越性を図ることが重要である。一定のレベルの確保が必要としても、国が運用指針等を示すこと、都道府県間の情報共有の仕組みを構築することにより担保可能と考える。 地域の実情や課題に詳しい都道府県が実施することで、創意工夫による掘り起しが期待され、非効率の懸念は解消されると考える。 なお、現在の制度スキームにおいて、都道府県が地域産業資源を指定するとともに、計画認定申請に意見を付すこととされており、都道府県の知見の活用が図られていること、平成26年行政事業レビューにおいて「他の事業との連携統合や自治体施策へ一任を検討すべき」とされたことを踏まえれば、平成27年度からの実施が検討されている「ふるさと名物応援事業」においても、都道府県が主体的役割を担えるような制度設計が必要と考える。	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県を関する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平27〉として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平28〉として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を〈平29〉として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法については一般ないただきたい。。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかか行い、都道付けが、その活用に係る計画認定はは連上の位は法律上の位には、都道所ので、都道所県が実情がある。 そのため、運用改善を行知めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 ・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長)を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。【運用改善】	[再掲] 〈平26〉 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。 〈平30〉 4【経済産業省】 (5)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)に係る事務・権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づ	<平30 > 法律	<ul><li>&gt;平27</li><li>年2月27</li><li>中 30</li><li>平 和19</li><li>布</li></ul>	○資進度の ○「中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

		担安市塔					制度の記算			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	
管理	番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見補足資料	意見	補足資料
358	月	用事業計画の認 定権限の都道府 県への移譲	は、事業者から、都 道府県経由で、経済 産業局に申請、経産 局等設置の委員会 の評価等を経て認定		る地域産業資源を活用した 事業活動の促進に関する法 律第6条		経済産業	徳兵即以、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	C 对 不 可	の先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。  都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。  さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で	また、地域産業資源の更なる活用・掘り起こしの点においても、各都道府県で計画認定するというスキームに変えた方が、認定業務の時間短縮・効率化が図られ、認定件数の増も見込まれる。さらに補助金の採択については、各都道府県において各認定計画を精査の上、配分を調整することで、補助金総額の増を抑えることが可能と考える。以上のことから、地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲が望ましいものである。	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定 時期	) これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明の あった「国が計画の認定権限を持例」を 接続って は で は で は で が が が が が が が が が が が が が が		・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的 (地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化 を通じた我が国経済の持続的成長)を達成するためには、 域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できる モデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普 及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴 くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認 定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏 在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実 態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。 【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点 として挙げられている、都道府県の実務上の関与につい て、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した	[再掲] 〈平26〉 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に置しる記定のた段階で行うとともに、各経済産業局が設置し、認定通知断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する済度の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道原県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道原県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。 〈平30〉 4【経済産業省】 (5)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)に係る事務を権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方に		> 平成27 年2月27 日 <平30	〇「中を持ちいった。 「中を活するは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	

	担安市石					生をつまた			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	_	全国知事会からの意見	
管理番号	景 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見補足資	資料
472	用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	法による 事業 者等JA と業事 大道で でで でで でで でで でで でで でで でで でで		る源事進律小等ン産支付地を業に第規A育資補綱産用動す、業別ののでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		経済産業		C 対応不可	の先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。			・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業との連携を図り効果を別別に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定時期	) これまでの措置(検討)状況	今後の予定
472			○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについては都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県が関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県がより主体的に取り組めるような、運用改善を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動経済の安定的から持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」といて地域再生変の促進については、一層強力かつ加速的に推進している。 ・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性と述が求められている。 ・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、広く全国に周知、モデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、モデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、モデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、をでいるを図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏てしているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。	[再掲] 〈平26〉 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用制制的では、事業とは大き、原則として経済産業局に事している情報提供を、原則として経済産業局に事して、認定の地域を養員会に関係都道府県として経済産業局が設置し、認定の組まる。その上で、都道府県への権限移譲については、平の生産までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対当が必要な措置を講ずる。(ii)地域産業資源活用支援事業)については、国と紹介の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。〈平30〉 4【経済産業省】 (5)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)に係る事務を権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、り方に、地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)に係る事務を権限については、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、都道府県等の意見を踏まえていては、本に関する法律に関する法律に関する法律といる。		> 平成27 年2月27 日 <平30 >	○「中小企業による地域動の地域定によ事業基ができません。 資源を消した事態をでは、 で活っては、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 ででででは、 ででででは、 でででででは、 でででででは、 でででででででは、 でででででででででで	

	担党支持				### O = F ##			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項) 制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
594	用事業計画の認	<ul><li>□ 産業資源を活用した</li><li>□ 事業活動の促進に</li><li>□ 関する法律に基づく</li><li>□ 計画認定権限を支</li></ul>	は地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を 指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援 施策を実施という事業スキームにより、中小企業による援 域産業資源を使った商品開発等を支援と重複し、企業に とって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択 する際、経済産業局と都道府県の施策双方を検討しなけれ ばならないなど障害となっている。 中小企業のさらなる躍進を促すため、農林水産物、鉱工業 品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図る には、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握してい る都道府県において実施すべきものであるため、②、③もび ③の財源の移譲(基金化など)の持定を求める。 本補助金は26年度は212件(うち京都府内企業8件)が採択 おれており、制度が変更されているものの、毎年同様の探 規模であることから、全国レベルの先端的なモデルと言うよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向け た補助としての側面が強いと言え、地域の企業や産業り りも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての側面が強いと言え、地域の企業や産業を包括的 に担うことが望ましい。	る源事進律条13 小等ン産支付 地を業に第第3 横AP育資補綱 産用動す条条 事N・地活金 業しの法第第 者ラ域用交			対応不可	の先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。  都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難とな	また、人口減少問題や地方活性化に取り組む地方創生を進めるためには、効率性よりも地方の創意工夫を引き出すことを重視すべき局面ではないか。 本事業は経済産業省の行政事業レビューにおいて、「廃止」判定が出されているものの、「ふるさと名物」の開発・販路開拓を支援する新たな制度へと刷新予定と聞いている。まさしく地方が切磋琢磨し競い合って取り組むテーマであり、新制度の制度設計にあたっては地域の実情を把握している都道府県が実施主体となるようにすべき。	業レ ビュー 、ふる さと創 生	県の関与を強化して地域の実情を適切に 反映するとともに、都道府県が実施する 事業と適切に連携することによって、より	

	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定時期	) これまでの措置(検討)状況	今後の予定
594			○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについては活力にもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県が実務上も関与しに、都道府県がより主体的にである。そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的にであるが、この場合のか具体的な支障はあるのか。		・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長)を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。【運用改善】・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した	[再掲] 〈平26〉 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業局に電活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に設定事業があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置し、認定通知があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置し、認定通知があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置し、認定通知があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置し、認定通知があった段階できることなの権限をして参画し、認定通知が認定を、平成26年度中は、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する通知の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道と都府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援の連携である。 〈平30〉 4【経済産業省】 (5)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)に係る事務を権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方に		> 平成27 年2月27 日 <平30	〇「中小企業に大 資源を活する法 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで	

	担安市在					生のまな			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
889	関する事務・権	ている中小企業、地一の支援、地一の支援、産事務・権限のうち、権限を指揮を制造を表すること。	方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の 支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。	中心域に 中心域に 本がは 本がは 本がは でで でで でで でで でで でで でで でで でで で		経省農省		C 不可	択] 本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。 都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じ	都道府県に移譲することにより、地域の実情・ニーズに応じたきめ細かい支援が行え、実行性の高い施策展開が期待できる。都道府県域を越えた中小企業の連携については、当該都道府県同士で情報交換を密にし、認定・執行にあたっては事前にルール化することにより対応は可能である。なお、地域産業資源活用事業については、都道府県が認定した地域資源を活用した事業であるため、都道府県を越えた連携事業はまれである。		・地域資源活用に関する支援は、都道府 県の関与を強化して地域の実情を適切に 反映するととはに、都道府県が 事業と通切に連携することができる。都道所県が 実施する事業との連携を図り効果を最大 限に関する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府 県を実施主体にするか、都道府県に交付 すること。	

	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
管理番	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 補足資料 主な再検討の視点	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平20対応方針(平20.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
889	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持つ」を示して広が判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点が「調整中」とのことであった改正法案におけていては都近府県の関与にでいては本書ので、都道府県が行うにもかかわらず、都道付けが弱いので、都道府県が国内については法律上の位置付けが弱いので、都道府県がより実務上も関与しにくいという実情がある。そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		により、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的か法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識 ち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生ま 取り組もうとしている中、本法による地域産業資産が活用事ことが求められている。 ・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的化・を通じた我が国経済の持続的成長)を達成するためにはまり、地域経済の活性は、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待の出ての強力が必要を取り込み、地域経済への波及効果が期待知、を通じた我が国経済の分と対心必要。そのため、国が発育といるが各地域の事業を、全国的視点で事業のではなく、地域の事業のではなく、地域を業績に配慮しつつ、を担めの出し、あるとで、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地域の主を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地域の主を行う現行の仕組みを引き続きれた主な再検討の視点になる。 「建軍募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点としているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実施に知りまする都道府県が「としている、都道府県が「として、大き都道府県が大きな人」にて、大き都道府県が大きな人、意見が関係を表し、意見が関係を表した。 ・なた、活力のではなく、地域の実施に知ります。 ・なお、地域産業・補助金を検討する。	(i)振興計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (ii)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業と対する補助(伝統的工芸品産業とが、本ののでは、国と都道府県の連携強化を補助金事業に対し、事業実施主体から提出された補助金事業に所のできる仕組みを構築する。と、事業に対し、事業とのできる仕組みを構築する。を発済を業省と、は、国ともは、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。を発済を業別による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)(i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、事業実施主体から提出として経済産業局については、事業実施主体から提出として経済産業局に認定のに関係をできることを終済を表別に認定の知ります。その上で、都道府県が構成員として経済産業局に認定の知りまする。その上で、都道府県への権限移譲については、平の名の生産までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補	>通 <>法 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	> (3) 平月 19日 (15) 平月 (15) 平年日 (18) 平年日 成 (30) 令和2年	○「中企業による業」のでは、 資源に対する。 では、大学・では、大学・では、大学・では、大学・では、大学・では、 では、大学・では、いいは、大学・では、大学・では、大学・では、大学・では、大学・では、いいは、は、いいは、は、いいは、は、いいは、は、いいは、いいは、いいは、い	

	担党事任								各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
管理番·	号 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
947	用事業計画の認 定権限等の都道	産業資源を活用した 事業活動の促基活動の促基が 事業活動が では基準に を表述を が資源では では では では では では では では では では	(制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関すの強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	源を活所を活所を活所を活所を 活活動を 活活動を は第模APA が 等 が 等 が 等 が 等 が 等 が 等 が 等 が 等 が 等 が		経済産業		C 可	金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。  都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。  さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で	なお、現在の制度スキームにおいて、都道府県が地域産業資源を指定するとともに、計画認定申請に意見を付すこととされており、都道府県の知見の活用が図られていること、平成26年行政事業レビューにおいて「他の事業との連携統合や自治体施策へ一任を検討すべき」とされたことを踏まえれば、平成27年度からの実施が検討されている「ふるさと名物応援事業」においても、都道府県が主体的役割を担えるような制度設計が必要と考える。		・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する。都道府県が実施する。都道府県できる。都道所に係る事業との連携を図り効果を上げることができる。との連携を図りが表して、関するのできるだけ高めた。との、自由度をできるだけ高が、都道府県に交付すること。	

	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)			対応方針の措置(検討)状況	
管理番号	意見	補足資料	提案募集検討専門部会から指摘された	区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定時期	) これまでの措置(検討)状況	今後の予定
947			○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案におおったいただきたい。 ○ 地域産業資源の指定については部に係る計画認定は国が行い、都道付けが、都道府県が調けらにもからず、その活用に係る計画で、都道所県が実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的にであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的から持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「地方の活性化が成長戦略の最大が直接している危機であり、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生の促進については、一層強力かつ加速的に推進している。 ・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性と述が求められている。 ・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性と近ずかられている。・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、を受図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見をで、地域の実情に配慮しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。	[再掲] 〈平26〉 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事して、20年度を当時、20年度を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割		> 平成27 年2月27 日 <平30 >	〇「中小企業による地域の域定により、 資源を消した事業をでは、 資源を活っては、 道に業に、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	